

フードコミュニティ いしかわ

第18号

2014年3月発行

動物用医薬品と畜産物の安全性

人間に医薬品が使われるのと同じように、畜産の現場でも動物用医薬品が使われています。動物用医薬品と聞くと何か怖いもののようにイメージしてしまうかもしれませんが、安全で安心な畜産物を消費者の皆様にお届けするために、様々な安全対策がとられています。動物用医薬品がどのように使われているのか、どのような安全対策がとられているのかを知り、畜産物の安全性について考えてみましょう。

動物用医薬品とはどんなもの？

動物用医薬品って何？

動物用医薬品とは、動物のために使用されることが目的とされている医薬品のことで、製造や販売等については、人間の医薬品と同じ様に、薬事法により規制されています。

牛、めん羊、山羊、豚、鶏、馬（競走馬、乗用馬を含む）、うずら、みつばち、蚕、養殖水産動物などの「産業動物」を対象とした動物用医薬品と、犬、猫、観賞魚などの「愛がん動物」を対象とした動物用医薬品が販売されています。

どのようなものがあるの？

動物が病気を患った時やけがをした時の治療のために抗生物質、消炎剤、ビタミン剤などの動物用医薬品が、また、病気予防のために動物用ワクチンが使われています。

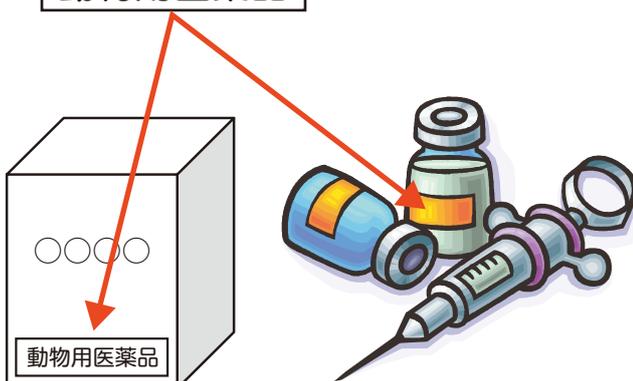
治療のための薬

抗生物質 消炎剤 ビタミン剤

予防のための薬

動物用ワクチン

動物用医薬品の記載があります



また、動物用医薬品は、販売業の許可を取得した販売業者から購入することになりますが、獣医師が直接使用する動物用医薬品のほか、獣医師の処方せん（指示書）に基づき購入・使用される「要指示医薬品」や、ペットショップ等で販売されている動物用医薬品があります。

いずれの動物用医薬品も、その直接の容器又は直接の被包に、「動物用医薬品」の文字が記載されています。

生産現場での安全対策

動物用医薬品の安全性の確保

承認審査

牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばちおよび食用に供するために養殖されている水産動物を対象とした動物用医薬品を製造・販売するためには、まず製品について、国の審査を受け、承認を受けなければなりません。さらに、ワクチンなどの生物学的製剤については、国家検定に合格しなければなりません。この承認を受け、国家検定に合格した製品のみが、動物用医薬品として製造・販売できることとなります。

動物用医薬品は、使用する対象動物への安全性が人間の医薬品と同様に審査されることに加えて、**生産される肉・卵・乳などが食品として安全であるかどうかについても審査が行われます。**

品質の確保

販売・流通している動物用医薬品については、品質が確保されているかどうか、定期的に抜き取り検査で品質が確認されています。

使用現場での安全性・有効性の確認

承認後の動物用医薬品についても、再審査や再評価、副作用情報の収集など、有効性や安全性の確認が行われています。



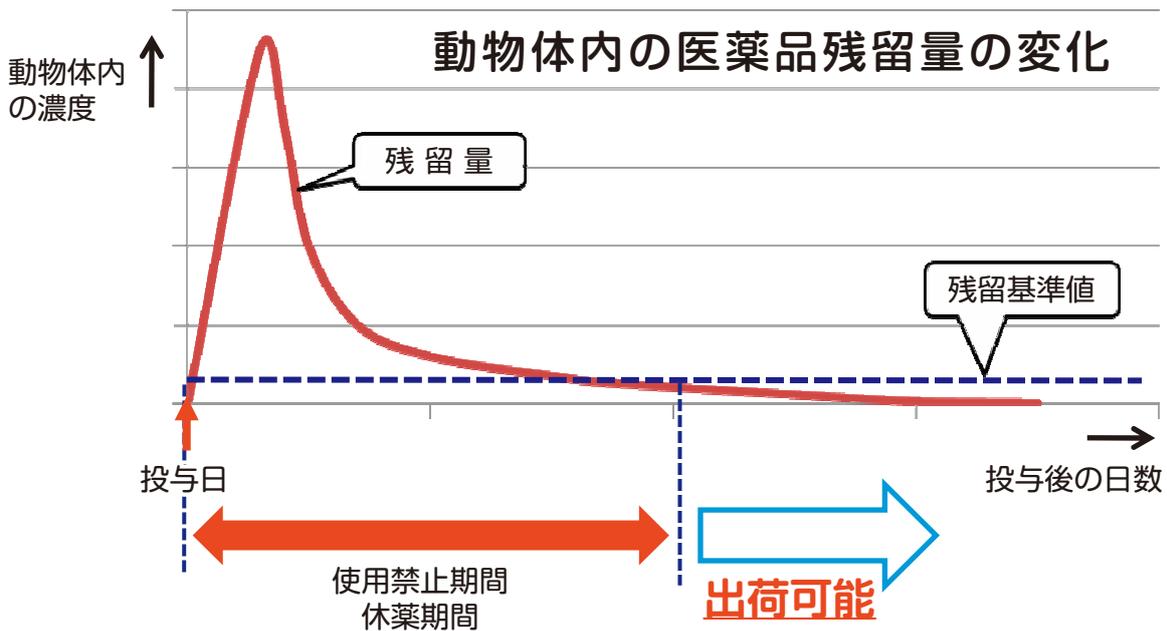
使用する際の安全対策

特に、「産業動物」が対象の動物用医薬品は、間違った使用により、人の健康に影響を及ぼす可能性があることから、以下のような安全対策が取られています。

① 使用に関するルール（休薬期間や使用禁止期間など）

獣医師が使用（処方）する動物用医薬品のうち、休薬期間や使用禁止期間が定められている動物用医薬品については、飼養者に生産物等の出荷制限について指示を行い、安全な生産物のみが出荷される仕組みになっています。

この休薬期間や使用禁止期間とは、動物用医薬品を使用した後に一定の期間、肉・卵・乳などを出荷してはいけない期間のことで、安全な畜産物を提供するために、動物用医薬品毎に試験データなどを基に定められています。



② 使用に対する指導

県の家畜保健衛生所では、畜産農家が動物用医薬品の使用基準を遵守するよう、リーフレットなどを配布し指導を行っています。

また、動物用医薬品販売業者に対して立入検査を行い、不適切な販売が行われないように監視しています。



畜産農家への指導

③ 生産者の取り組み

生産者である畜産農家においても、消費者に安全な畜産物を提供するために、動物用医薬品の適正使用に努めています。

人間の医薬品と同じように、決められた用法・用量を厳守するとともに、使用記録を付けています。

抗生物質治療記録

農家No. _____

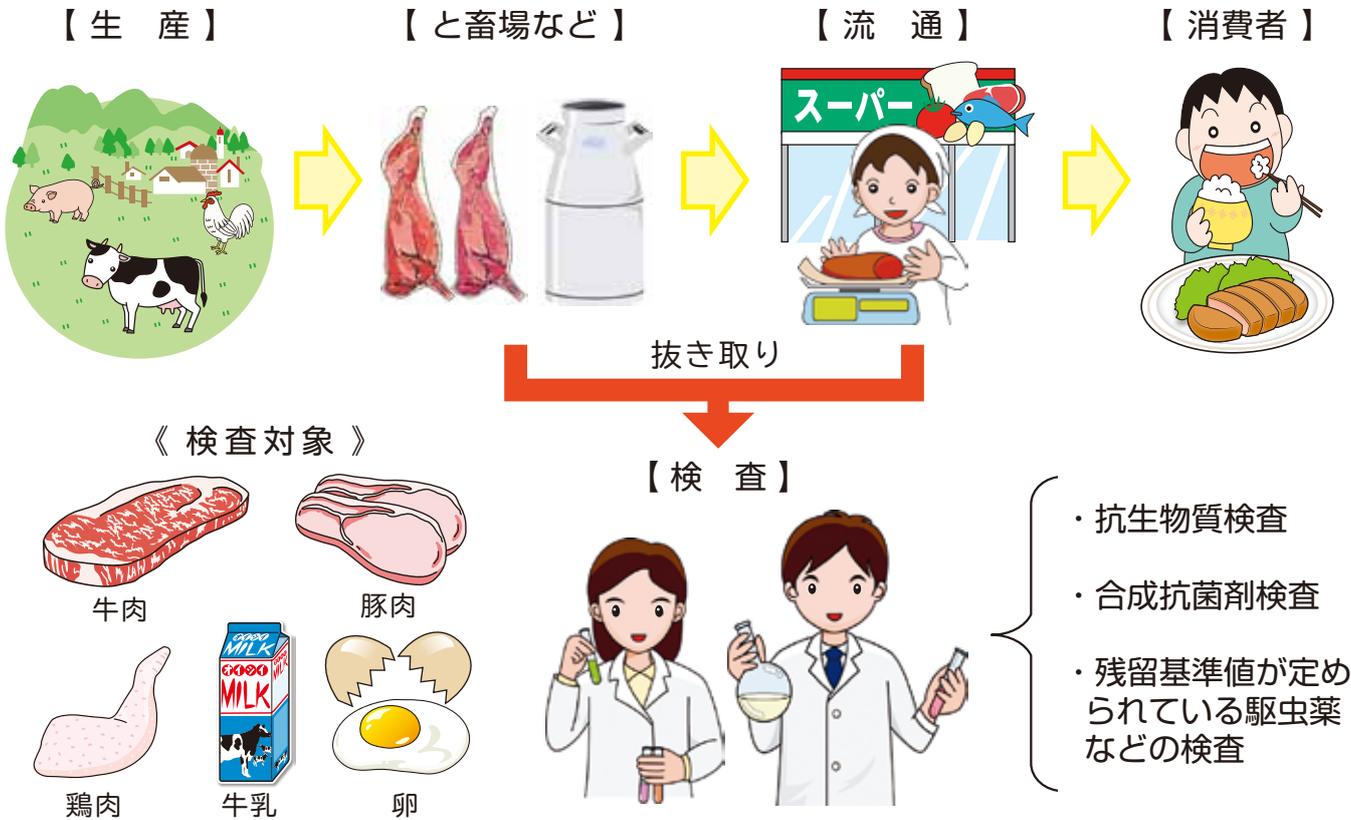
記録月日 (初回治療)	治療牛コード/号名	治療分類	病名	使用薬剤名	治療方法
月 日 午前/午後 時		左前・左後 右前・右後			注入、経口、筋注 ほか()
月 日 午前/午後 時		左前・左後 右前・右後			注入、経口、筋注 ほか()
月 日 午前/午後 時		左前・左後 右前・右後			注入、経口、筋注 ほか()
月 日 午前/午後 時					
月 日					

治療日、薬剤名、治療方法などを記入

流通段階での安全対策

動物用医薬品は生産段階で安全性を考えて使われていますが、お肉など生産物に動物用医薬品の残留がないか確認するため、流通段階で抜き取り検査を実施しています。

石川県での残留物質検査



検査の結果

食品衛生法では、抗生物質や合成抗菌剤のうち残留基準のないものは、食品に含有してはならないと定められています。なお、平成23年度から平成25年度に石川県が実施した「牛肉」「豚肉」「鶏肉」「卵」「牛乳」の抜き取り検査の結果は次のとおりです。

このように、生産・流通の各段階で安全を確認するための取り組みが行われており、畜産物の安全性が確保されています。

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	検査数	違反件数	検査数	違反件数	検査数	違反件数
抗生物質	35件	0件	34件	0件	34件	0件
合成抗菌剤	31件	0件	30件	0件	30件	0件
残留基準が定められている駆虫薬など	35件	0件	35件	0件	35件	0件

石川県健康福祉部 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1445

メールアドレス foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoku_anzen/syoku_jyohou_index.html